

## 入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成22年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

また、今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、750者以上が見込まれます。

平成22年1月19日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局 大分河川国道事務所長 谷村昌史

### 1. 業務概要

(1) 業務名 平成22年度大分管内特殊車両通行許可審査業務（電子入札対象案件）

#### (2) 業務目的

本業務は、大分河川国道事務所管内及び佐伯河川国道事務所管内の特殊車両通行許可申請等の審査及び大分河川国道事務所管内で実施する特殊車両の指導取締り等を目的として行うものである。

#### (3) 業務内容

本業務は、九州地方整備局大分河川国道事務所管内及び佐伯河川国道事務所管内における道路の保全を図るために、道路法に基づく特殊車両通行許可審査等の技術支援を行うものである。

なお、本業務を行うにあたっては、法令遵守や厳格な守秘義務の基に、道路法令等の専門的な知識、経験、道路施設の構造等に関する土木工学の知識に精通し、これらの技術力を駆使して道路に関する社会的要請を踏まえた特殊車両通行許可審査や特殊車両の指導取締りを行う必要がある。また、発注者の要請に対して的確かつ迅速に遂行するとともに、不測の事態においても臨機な対応が求められる。

主な業務内容は、以下に掲げる業務の技術支援を行うものである。

#### 1) 特殊車両通行許可審査

##### ①特殊車両通行許可審査支援

道路法第47条の2に基づく特殊車両の通行許可申請に対し、受付、審査及び許可証の発行を行うとともに、特殊車両通行の許可申請に係る窓口相談・指導を行う。

##### ②道路行政相談対応

特殊車両通行に係る道路行政相談に対し、相談内容の的確な把握等相談者へ適切な対応を行う。

##### ③特殊車両の指導取締り

道路法47条の3の規定に基づく特殊車両通行の指導取締りにおいて、指導、特殊車両通行許可証の携帯の有無、許可証に付されている許可条件の遵守の確認、誘導、測定、記録、写真撮影等を行う。

##### ④その他特殊車両許認可審査上必要な業務

道路法第47条の2の関係台帳の作成、確認、修正を行うなど。

2) 道路許認可審査支援

①道路許認可審査

道路法第32条（道路の占用の許可）の許可申請に対し審査を行う。

②道路行政相談対応

占用に係る道路行政相談に対し、相談内容の的確な把握等相談者へ適切な対応を行う。

③その他道路管理上必要な業務

道路法第32条の関係台帳の作成、確認、修正を行うなど。

(4) 本業務において技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。

①本業務における 審査の確実性を確保するための提案について

②本業務における 守秘性、中立・公平性を確保するための提案について

(5) 履行期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日

(6) 本業務は、入札前に業務計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

(7) 本業務は提出資料、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

(8) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

## 2. 競争参加資格

(1) 競争参加資格確認申請書の提出者に要求される資格

1) 単体企業

①予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（5.（11）参照）

③九州地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社

の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(1) 親会社と子会社の関係にある場合

(2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(1)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2) 設計共同体

2. (1) 1) ①～④に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であつて、「競争参加者の資格に関する公示」(平成22年1月19日付け九州地方整備局長)に示すところにより、九州地方整備局長から平成22年度大分管内特殊車両通行許可審査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けているものであること。

なお、「1. (3) 業務内容」の「1) 特殊車両通行許可審査支援」と「2) 道路許認可審査支援」について構成員がそれぞれ分担を行う以外の業務形態を予定している場合は、設計共同体としての競争参加者の資格は認定されない。

また、設計共同体を構成する者と他この入札に参加しようとする他の者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(1) 親会社と子会社の関係にある場合

(2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(1)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると

認められる場合。

(2) 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

1) 中立公平性に関する要件

- ・本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと。

2) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、九州地方整備局管内に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

3) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成12年度以降に完了した以下に示す業務（平成21年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

なお、実績として挙げた業務の業務成績が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号）に基づく業務以外の場合は、この限りではない。

また、他の機関等が受注した業務に技術者を出向又は派遣させた実績は認めない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理業務（河川又は道路）、CM業務、PF1事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務。

(3) 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

1) 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
- ・1級土木施工管理技士
- ・RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）またはRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者

- ・公共工事の発注者としての道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者

## 2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成21年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

なお、実績として挙げた業務の業務成績が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号）に基づく業務以外の場合は、この限りではない。

業務実績には、平成12年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。（照査技術者としての実績は対象外）

また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

### [1] 同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理業務（道路）

### [2] 類似：

- ・地方公共団体（都道府県、政令市を除く）、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理業務（道路）
- ・国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、管理施設調査・運用・点検業務（道路）

## 3) 手持ち業務量

配置予定管理技術者は、平成22年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満であること。ただし、平成22年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満に読み替える。その上で、配置予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、九州地方整備局競争契約入札心得（平成19年11月5日付け国九整契第341号）第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額で4億円未満、件数で10件未満（平成22年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札し

たものがある場合には、契約金額で2億円未満、件数で5件未満)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

ただし、手持ち業務とは管理技術者又は主任技術者又は担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の国土交通省以外の発注者(国内外を問わず)のものを含んだ全ての業務をいう。

#### 4) 技術資料の記載内容

競争参加資格確認申請書に添付する技術資料等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

### 3. 総合評価落札方式に関する事項

#### (1) 落札者を決定するための基準

入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

3) 本業務が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合において、下記対策の対象となる。

・業務成績が70点未満は、企業及び技術者の実績として認めない。

4) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

## (2) 総合評価の方法

### 1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

### 2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の配分点は30点とする。

### 3) 技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

①予定技術者の経験及び能力

②実施方針等

③評価テーマに対する技術提案

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

### 4) 技術評価点における評価基準 ※詳細は入札説明書による

#### ①配置予定管理技術者

・資格

・専門技術力（同種及び類似業務の内容）

・情報収集力

#### ②実施方針等（業務の理解度・実施手順）

#### ③評価テーマに対する技術提案

5) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記4) ①、②、③により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

## 4. 入札手続等

### (1) 担当部局

〒870-0820 大分県大分市西大道1-1-71

九州地方整備局 大分河川国道事務所 経理課 契約指導係

電話 097-546-1319 内線228

FAX 097-546-4149

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システム又は九州地方整備局のホームページから入手するものとする。なお、インターネットに接続できない場合は、下記4)でも交付する。

入手方法：

1)電子入札システムにより入手

運用及び操作の詳細については以下のアドレスを参照のこと。

アドレス：<http://www.e-bisc.go.jp/download/>

2)ホームページによる入手

九州地方整備局ホームページの「専門的な情報／入札・契約情報／平成22年度行政補助業務（発注者支援業務等）」で入手可能（アドレス<http://www.qsr.mlit.go.jp/>）

3)交付期間

平成22年1月19日（火）から平成22年3月4日（木）までのうち、  
閉庁日を除く毎日9：00から17：00までとする

4)交付の担当部局

下記①に電話又はFAXにより申し込むこと。ただし、FAXによる場合は、着信確認を行うこと。

①申し込み先：上記（1）と同じ。

②受付方法：交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びCD等を同封し、上記（1）へ郵送すること。CD等に複製したものを持ち戻し郵送する。

(3) 競争参加資格確認申請書を提出できる者の範囲

2.（1）の条件を満たす者であること。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

平成22年1月19日（火）から平成22年2月4日（木）17：00までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）する場合は、平成22年2月4日（木）17：00までに上記（1）に必着とする。

(5) ヒアリング

1)以下のとおりヒアリングを行う。

①実施場所：九州地方整備局 大分河川国道事務所 別館会議室

②実施期間：平成22年2月8日（月）～平成22年2月12日（金）

③ヒアリングの時間は別途通知する。

④出席者：配置予定管理技術者

2)ヒアリングでは技術資料に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

①配置予定管理技術者の経歴について

- ②配置予定管理技術者の業務実績について
  - ③取り組み姿勢（業務の着眼点・実施方針）について
  - ④評価テーマについて
- 3)ヒアリング時の追加資料は受理しない。
- 4)提出される技術資料等において内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合はヒアリングを実施しない。
- (6) 競争参加資格確認の通知日  
競争参加資格の有無の通知は平成22年3月1日（月）を予定する。
- (7) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法  
入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。
  - ・電子入札システムによる入札の締め切りは、平成22年3月4日（木）17：00
  - ・紙により持参の場合は、平成22年3月4日（木）17：00
  - ・開札は、平成22年3月5日（金）15：15

〒870-0820 大分県大分市西大道1-1-71  
九州地方整備局 大分河川国道事務所 入札室にて行う。

## 5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - 1)入札保証金 免除
  - 2)契約保証金 免除
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要  
なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。
- (7) 本案件は、資料提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
- (8) 直接的雇用関係  
配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。ただし、在籍出向者及び派遣社員は直接的雇用関係に該当しない。

- (9) 本業務にかかる契約締結は、平成22年4月1日とするが、当該業務にかかる平成22年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
- (10) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書を提出することができる。この場合において、2. (1) ①及び③から⑤、2. (2) から2. (3) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において2. (1) ②に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けたものが競争に参加するためには、開札時において2. (1) ②に掲げる事項を満たしていなければならない。
- (11) 詳細は入札説明書による。

## 平成22年度大分管内特殊車両通行許可審査業務説明書

九州地方整備局大分河川国道事務所の特殊車両通行許可審査業務に係わる入札公告(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。  
※本業務は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

### 1. 公告日 平成22年1月19日(火)

### 2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局大分河川国道事務所長 谷村昌史  
大分県大分市西大道1-1-71

### 3. 業務概要

#### (1) 業務名 平成22年度大分管内特殊車両通行許可審査業務(電子入札対象案件)

#### (2) 業務目的

本業務は、大分河川国道事務所管内及び佐伯河川国道事務所管内の特殊車両通行許可申請等の審査及び大分河川国道事務所管内で実施する特殊車両の指導取締り等を目的として行うものである。

#### (3) 業務の内容

本業務は、九州地方整備局大分河川国道事務所管内及び佐伯河川国道事務所管内における道路の保全を図るため、道路法に基づく特殊車両通行許可審査等の技術支援を行うものである。

なお、本業務を行うにあたっては、法令遵守や厳格な守秘義務の基に、道路法令等の専門的な知識、経験、道路施設の構造等に関する土木工学の知識に精通し、これらの技術力を駆使して道路に関する社会的要請を踏まえた特殊車両通行許可審査や特殊車両の指導取締りを行う必要がある。また、発注者の要請に対して的確かつ迅速に遂行するとともに、不測の事態においても臨機な対応が求められる。

主な業務内容は、以下に掲げる業務の技術支援を行うものである。

#### 1) 特殊車両通行許可審査支援

##### ① 特殊車両通行許可審査

道路法第47条の2に基づく特殊車両の通行許可申請に対し、受付、審査及び許可証の発行を行うとともに、特殊車両通行の許可申請に係る窓口相談・指導を行う。

##### ② 特殊車両通行に係る道路行政相談対応

特殊車両通行に係る道路行政相談に対し、相談内容の的確な把握等相談者へ適切な対応を行う。

③特殊車両の指導取締り

道路法47条の3の規定に基づく特殊車両通行の指導取締りにおいて、指導、特殊車両通行許可証の携帯の有無、許可証に付されている許可条件の遵守の確認、誘導、測定、記録、写真撮影等を行う。

④その他特殊車両許認可審査上必要な業務

道路法47条の2の関係台帳の作成、確認、修正を行うなど。

2) 道路許認可審査支援

①道路許認可審査

道路法第32条（道路の占用の許可）の許可申請に対し審査を行う。

②占用に係る道路行政相談対応

占用に係る道路行政相談に対し、相談内容の的確な把握等相談者へ適切な対応を行う。

③その他道路管理上必要な業務

道路法第32条の関係台帳の作成、確認、修正を行うなど。

(4) 本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

① 本業務における 審査の確実性を確保するための提案について

② 本業務における 守秘性、中立・公平性を確保するための提案について

(5) 履行期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日

(6) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は道路許認可審査業務共通仕様書（第22条第1項及び平成22年度大分管内特殊車両通行許可審査業務特記仕様書第8条（1）に示すとおりとする。）

(7) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(8) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

・打合せ記録簿 1式

・業務実施報告書 1式

(9) 本業務は、入札前に業務計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

(10) 本業務は資料の提出及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、九州地方整備局電子入札運用基準の様式1を分任支出負担行為担当官に提出し、その承諾を得なければならない。この場合、書面を持参又は郵送等により提出するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

九州地方整備局電子入札運用基準は、九州地方整備局のホームページ(<http://www.qsr.mlit.go.jp>)の入札・契約情報よりダウンロードできる。  
なお、様式1の提出先は4. に同じ。

(11) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

(12) 本業務の仕様書(案)は別添のとおりである。

#### 4. 担当部局

九州地方整備局大分河川国道事務所経理課契約指導係  
住所 〒870-0820  
大分県大分市西大道1-1-71  
TEL 097-546-1319 内線228  
FAX 097-546-4149

#### 5. 競争参加資格

(1) 競争参加資格確認申請書の提出者に要求される資格

##### 1) 単体企業

- ①予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成21・22年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（24.（15）参照）
- ③九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

##### 1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (1)親会社と子会社の関係にある場合
- (2)親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

##### 2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(1)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (1)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (2)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- 3)その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
　　その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## 2) 設計共同体

5. (1) ①～④に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成22年1月19日付け九州地方整備局長)に示すところにより、九州地方整備局長から平成22年度大分管内特殊車両通行許可審査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けているものであること。

なお、「1. (3) 業務内容」の「1) 特殊車両通行許可審査支援」と「2) 道路許認可審査支援」について構成員がそれぞれ分担を行う以外の業務形態を予定している場合は、設計共同体としての競争参加者の資格は認定されない。

また、設計共同体を構成する者と他この入札に参加しようとする他の者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

### 1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(1)親会社と子会社の関係にある場合

(2)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### 2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(1)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(1)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(2)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

### 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## 6. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

### (1) 中立公平性に関する要件

- ・本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと。

(2) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、九州地方整備局管内に業務拠点(予定管理技術者が恒常に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(3) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成12年度以降に完了した以下に示す業務(平成21年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有すること。

なお、実績として挙げた業務の業務成績が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成14年9月5日付け国官技第142号)に基づく業務以外の場合は、この限りではない。

また、他の機関等が受注した業務に技術者を出向又は派遣させた実績は認めない。

業務：国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社等(注3)公益法人(注4)、または大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した発注者支援業務、公物管理業務(河川又は道路)、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務(河川又は道路)、調査検討・計画策定業務(河川又は道路)、管理施設調査・運用・点検業務(河川又は道路)、測量業務、地質調査業務。

注1) 特殊法人等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支

援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構とする。(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人含む)

- 注2) 地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)とする。
- 注3) 地方公社等とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。
- 注4) 公益法人等は、次のものをいう。
- 一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人とする。
  - 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)
- 注5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。
- 注6) 各業務の具体は、別紙-1「発注者支援業務等(発注者支援・公物管理)の業務実績一覧」による。

(4) 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

1) 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
- ・1級土木施工管理技士
- ・RCCM(シビルコンサルティングマネージャー)またはRCCMと同等の能力を有する者(注1)(技術士部門と同様の部門に限る)
- ・道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者
- ・公共工事の発注者(注3)として道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者

注1)「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格して

いるが転職等により登録ができない立場にいる者

注3)「公共工事の発注者」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

※ 外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認結果の通知日は平成22年3月1日（月）を予定している。

## 2)配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

配置予定管理技術者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成21年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

なお、実績として挙げた業務の業務成績が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号）に基づく業務以外の場合は、この限りではない。

業務実績には、平成12年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。（照査技術者としての実績は対象外）

また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

[1] 同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等（注1）が発注した公物管理業務（道路）

[2] 類似：

- ・地方公共団体（注2）（都道府県及び政令市を除く）、地方公社等（注3）、公益法人（注4）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）が発注した公物管理業務（道路）
- ・国、地方公共団体（注2）、特殊法人等（注1）、地方公社等（注3）、公益法人（注4）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）が発注した発注者支援業務、管理施設調査・運用・点検業務（道路）

注1) 特殊法人等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構とする。(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人含む)

注2) 地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)とする。

注3) 地方公社等とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

注4) 公益法人等は、次のものをいう。

- 一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人とする。
- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であつて、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)

注5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港

会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

注6) 同種又は類似業務に示す各業務の具体は、別紙一「発注者支援業務等（発注者支援・公物管理）の業務実績一覧」による。

### 3) 手持ち業務量

配置予定管理技術者は、平成22年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満であること。ただし、平成22年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満に読み替える。その上で、予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、九州地方整備局競争契約入札心得（平成19年11月5日付け国九整契第341号）第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額で4億円未満、件数で10件未満（平成22年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2億円未満、件数で5件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

ただし、手持ち業務とは管理技術者又は主任技術者又は担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものを含んだ全ての業務をいう。

### （5）技術資料に関する要件

技術資料が以下に該当しないこと。

- 1) 技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。
- 2) 業務目的に反する記述や事実誤認等があり、適切な業務執行が妨げられる内容

である場合。

- 3) 実施方針と技術提案を求める項目の提案に矛盾等があり、整合性が図れていない場合。

(6) ヒアリング内容に関する要件

ヒアリング内容が以下に該当しないこと。

- 1) 技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない場合。
- 2) 本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない場合。
- 3) 質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切な場合。

## 7. 競争参加資格確認申請書の提出等

本競争の参加希望者は、次に従い、競争参加資格確認申請書を提出しなければならない。

分任支出負担行為担当官は、競争参加資格確認申請書を提出した者の中から競争入札に参加する者を電子入札システムにより通知する。ただし、書面により競争参加資格確認申請書を提出した場合は、書面で通知する。

なお、競争参加資格確認申請書を提出することができる者は、競争参加資格確認申請書を提出する時において、5. に掲げる条件を満たす者とし、提出期間内に競争参加確認申請書が提出場所に到達しなかった場合は、本競争に参加することはできない。

### (1) 提出方法

#### 1) 電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出。ただし、容量が3MBを超える場合、または発注者が郵送または持参での提出を求めた場合、郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）または、持参によるものとする。

#### 2) 発注者の承諾を得て紙入札方式により提出する場合。

郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）または、持参によるものとする。

### (2) 電子入札システムで提出する場合の注意事項：

電子入札システムにより提出する場合は、配布された様式で作成するものとし、必要な書類は、MS-WORD（拡張子：\*.doc）、一太郎（拡張子：\*.jaw、\*.jbw、\*.jfw、\*.jtd）、Excel2002、PDF形式で作成すること（複数のファイルで提出可。）。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。各種ファイルを圧縮（LZH形式に限る。）したものを提出可能である。

また、3MBまでのファイルを添付できるようになっているが、ファイル容量が3MBを超える場合は、全ての書類を郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）もしくは持参により提出すること。

この場合、必要書類1式を郵送または持参するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

郵送する際は、表封筒に「『平成22年度大分管内特殊車両通行許可審査業務』に係る競争参加資格確認申請書資料在中」と明記する。また、電子入札システムにより、下記の内容を記載した書面（別紙一2）を送信すること。

#### 1) 郵送（持参）する旨の表示

- 2) 郵送（持参）する書類の目録
- 3) 郵送（持参）する書類のページ数
- 4) 発送（持参）年月日

(3) 発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参により提出する。紙入札方式で参加しようとする場合は、九州地方整備局電子入札運用基準の様式1を発注者に提出し、承諾を得なければならない。この場合、書面を持参または郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）により提出するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

なお、九州地方整備局の入札運用基準は、九州地方整備局のホームページ（<http://www.qsr.mlit.go.jp/>）の入札・契約情報よりダウンロードできる。

(4) 提出先：4. に同じ

(5) 提出期限：平成22年3月4日（木）17:00まで

(6) 競争参加資格確認申請書の作成及び記載上の留意事項

1) 競争参加資格確認申請書内容の留意事項

競争参加資格確認申請書について、記載された事項以外の内容を含む申請書、又は書面及び書式に示された条件に適合しない資料等については申請書を無効とする場合があるので注意すること。

なお、競争参加資格確認申請書の様式は、別添－1の様式1～10（A4版）に示されるとおりである。

記載事項	内容に関する留意事項
企業の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争参加資格確認申請書の提出者が過去に受注した業務実績について記載する。</li> <li>・6.(3)に規定する業務に関する実績を対象とする。</li> <li>・平成12年度以降に完了した業務とし、平成21年度完了予定の業務も対象とする。</li> <li>・記載する件数は1件とする。</li> <li>・記載様式は様式－2とし、1枚以内に記載する。</li> </ul>
配置予定管理技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定の管理技術者について、資格・業務経験等について記載する。保有資格の資格証等の写しを添付すること。</li> <li>・手持ち業務は平成22年4月1日現在現在、国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものも含めて全て記載する。</li> <li>手持ち業務とは管理技術者又は主任技術者又は担当技術者となるいる500万円以上の業務（本業務は含まない。）とし、配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と明記し、参考見積金額を契約金額として記載する。</li> <li>また、国土交通省発注業務において調査基準価格を下回る金額で落札</li> </ul>

	<p>した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「同種又は類似業務の実績」について、最大2件記載する。</li> </ul> <p>平成12年度以降に完了した業務とし、平成21年度完了予定の業務も対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「当該事務所・周辺での同種又は類似業務の実績」について1件記載する。平成12年度以降に完了した業務とし、平成21年度完了予定の業務も対象とする。大分河川国道事務所及び佐伯河川国道事務所発注業務に限らない。</li> <li>・上記「同種又は類似業務の実績」と「大分河川国道事務所及び佐伯河川国道事務所・周辺での同種又は類似業務の実績」は重複して記載することが可能である。</li> <li>・記載様式は様式-3とする。</li> </ul>
配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定の管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。</li> <li>・平成12年度以降に完了した業務とし、平成21年度完了予定の業務も対象とする。</li> <li>・記載する件数は最大2件とする。</li> <li>・競争参加資格確認申請者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名を記載すること。</li> <li>・記載様式は様式-4とする。1件につき1枚以内に記載する。</li> </ul>
配置予定管理技術者の当該事務所・周辺での同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定の管理技術者が過去に従事した大分河川国道事務所及び佐伯河川国道事務所・周辺での「同種又は類似業務」の実績について1件記載する。</li> <li>・平成12年度以降に完了した業務とし、平成21年度完了予定の業務も対象とする。</li> <li>・大分河川国道事務所及び佐伯河川国道事務所発注業務に限らない。</li> <li>・記載する件数は1件とする。</li> <li>・競争参加資格確認申請者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名を記載すること。</li> <li>・記載様式は様式-5とする。1枚以内に記載する。</li> </ul>
業務実施体制(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に問わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないことを証明する誓約書等の資料を提出すること。在籍出向又は派遣契約による担当技術者を配置する予定である場合については、本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に問わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でない出向者又は派遣職員を配置する旨の誓約書等の資料を提出すること。記載様式は自由様式とする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九州地方整備局管内の業務拠点について記載する。</li> <li>・記載様式は様式一6とする。</li> </ul>
業務実施体制(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定の管理技術者を記載する。</li> <li>・配置予定担当技術者の総数を記載すること。</li> <li>・技術提案書の提出者以外の企業等に所属する者（在籍出向者又は派遣社員）を配置予定担当技術者とする場合には、在籍出向者又は派遣社員を配置する予定である旨、所属する企業名と企業毎の人数を記載すること。</li> <li>・業務の分担について記載すること。ただし、業務の分担を行わない場合には記載する必要はない。</li> <li>・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</li> <li>・記載様式は様式一7とする。</li> </ul>
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実施体制について簡潔に記載すること。</li> <li>・記載様式は様式一8とし、A4版1枚に記載すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とし、極端にこれより小さい文字を使用している場合は、評価対象外とすることがある。</li> </ul>
評価テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札説明書3.（4）に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。</li> <li>・記載様式は様式一9とし、1テーマにつきA4版1枚に記載すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とし、極端にこれより小さい文字を使用している場合は、評価対象外とすることがある。</li> </ul>
事故及び不誠実な行為	<p>下記の期間に本業務の公示日が含まれる場合には評価を減ずる。</p> <p>①指名停止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・九州地方整備局による「指名停止」の期間に「指名停止期間と同期間（※1）」を加えた期間</li> <li>・九州7県（※2）の地方公共団体による「指名停止」の期間</li> </ul> <p>②書面による警告・注意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・九州地方整備局による「書面による警告・注意」の通知日を含む1ヶ月間</li> <li>・九州7県（※2）の地方公共団体による「書面による警告・注意」の通知日を含む1ヶ月間</li> </ul> <p>※1 指名停止期間が1ヶ月に満たない場合は「1ヶ月」とする</p> <p>※2 九州7県の地方公共団体とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県。</p>

注) 地方公共団体の措置については、各地方公共団体が自ら発注した工事・業務それに係る措置のみとする。  
・記載様式は様式-10とする。

## 2) 契約書等の写し

業務の実績(企業要件)、又は同種又は類似の業務の実績(技術者要件)として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。また、記載した業務に配置予定管理技術者が従事したことと証明する業務計画書の写しも併せて提出すること。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)」に登録され業務の内容が確認出来ている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。

発注者として従事した同種又は類似業務の経験を実績として挙げる場合は、経歴書等の資料を提出すること。

## 3) 一般競争(指名競争) 参加資格認定通知書等の写し

平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争) 参加資格認定通知書の写しを提出すること。なお、平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争) 参加資格の認定を受けていない場合は、平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争) 参加資格審査申請書の様式①-1及び様式①-2の写しを提出すること。

## (7) その他

### 競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先

4. に同じ

## 8. 入札するために必要となる積算基準資料等の配布

本業務を入札するにあたり、必要となる積算基準は電子入札システムおよび下記の担当部局において配布する。

(1) 配布場所: 4. と同じ。

(2) 配布期間: 平成22年1月19日(火)から平成22年3月4日(木)

(3) 配布時間: 上記(2)のうち土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9:00  
から17:00まで事前に上記(1)に連絡すること

## 9. 競争参加資格確認の通知及び理由の説明

競争参加資格の有無の通知は平成22年3月1日(月)を予定する。(以下の電子入札システムによる通知については、24.(12)参照)

あわせて、技術提案された内容について採用するものについて通知する。

(1) 競争参加資格確認申請書を提出した者のうち競争参加資格がないものに対して、  
競争参加資格がなかった旨及び競争参加資格がない理由を電子入札システムによ

り通知する。ただし、紙入札方式による参加者に対しては書面により通知する。

(2) 競争参加資格がない旨の通知を受けた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がない理由について、次に従い説明を求めることができる。(様式は自由)

1) 提出期限：競争参加資格がなかった旨の通知をした日の翌日から起算して 5 日  
(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。) 後の 17 時 00 分。

2) 提出場所：4. に同じ

3) 提出方法：書面は持参又は郵送(書留郵便等の配達記録の残るものに限る。提出期限までに必着。) することにより提出するものとし、FAXによるものは受け付けない。

(3) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 10. 競争参加資格確認申請書及び積算基準資料等に対する質問の受付及び回答

(1) 競争参加資格確認申請書及び積算基準資料等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

1) 受領期間：①競争参加資格確認申請書に関する質問

平成 22 年 1 月 20 日(水)から平成 22 年 1 月 25 日(月)まで  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日  
9:00 から 17:00 まで

②積算基準資料等に関する質問

平成 22 年 1 月 20 日(水)から平成 22 年 2 月 23 日(火)まで  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日  
9:00 から 17:00 まで

2) 提出場所：4. に同じ

3) 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、書面を持参し、又は郵便(書留郵便に限る。提出期限までに必着。)により提出することもできる。電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。なお、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問事項のみを記入するものとし、質問書に会社名(過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。)、連絡先等は一切記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から 7 日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条に規定する休日(以下「休日」という。)を含まない。) 以内に質問者に対して電子入札システムにより回答する。ただし、書面により説明を求めた者には、書面により回答する。そのほか下記のとおり閲覧に供する。

1) 閲覧場所：4. に同じ

2)閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日を除く毎日9：00から17：00まで。

## 11. 総合評価落札方式に関する事項

### (1) 落札者を決定するための基準

入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

1)入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

2)落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

3)本業務が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合において、下記対策の対象となる。

・業務成績が70点未満は、企業及び技術者の実績として認めない。

4)上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

### (2) 総合評価の方法

#### 1)評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値=価格評価点+技術評価点

#### 2)価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点=(価格評価点の配分点) × (1-入札価格/予定価格)

価格評価点の配分点の満点は30点とする。

#### 3)技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

①配置予定技術者の経験及び能力

②実施方針等

③評価テーマに対する技術提案

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

#### 4) 技術評価点における評価基準

①配置予定管理技術者

- ・資格
- ・専門技術力（同種及び類似業務の内容）
- ・情報収集力

②実施方針等（業務の理解度・実施手順）

③評価テーマに対する技術提案

5) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記4)①、②、③により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

#### (3) 技術評価の得点を算出するための基準

技術資料の内容について、以下の評価項目、判断基準並びに評価のウエイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点					評価のウエイト
	判断基準					
配置予定管理技術者の経験及び能力	配置要件	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 以下のいずれかの資格を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））</li><li>・1級土木施工管理技士</li><li>・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者</li></ul> <p>② 以下のいずれかの資格を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者</li><li>・道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者</li><li>・公共工事の発注者としての道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者</li></ul>	①5 ②3

	専門技術力	業務執行技術力	平成12年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績が2件以上ある。 ③ 類似業務の実績がある。	①5 ②3 ③1
	情報収集力	地域精通度	過去10年間の同種又は類似業務の当該事務所・周辺での業務実績	① 大分県内における同種又は類似業務実績がある場合に評価する。  ② 上記に該当しない場合は加点しない。  なお、実績は発注機関を問わない。	①5
実施方針	業務理解度		業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。		10
	実施体制		配置技術者の経験、資格、人員、代替要因の確保など業務を遂行するうえで発注者の要請に対して的確かつ迅速に対応でき、工事の進捗状況や不測の事態等に対しても臨機に対応できる体制が確保されている場合に優位に評価する。  なお、業務を確実に履行するための実施体制が確認できない場合は認定しない。		20
評価テーマに対する技術提案	評価テーマⅠ	業務における審査の確実性を確保するための提案について		専門的技術力（道路工学の知見を活用した道路管理能力、道路に関する社会的要請をふまえた道路管理能力、特殊車両通行許可申請を的確に審査する能力等）を駆使して、本業務的確に実施するための、留意事項や方策について、具体的な内容が優れている場合に優位に評価する。	20
	評価テーマⅡ	本業務における守秘性、中立・公平性を確保するための提案について		法令遵守や厳格な守秘義務の観点から、守秘性、中立・公平性を確保するための具体的な提案が優れている場合に優位に評価する。	15
事故及び不誠実な行為			下記の期間に本業務の公示日が含まれる場合には評価を減ずる。 ①指名停止 ・九州地方整備局による「指名停止」の期間に「指名停止期間と同期間（※1）」を加えた期間		①-8 ②-4

<p>・九州7県（※2）の地方公共団体による「指名停止」の期間</p> <p>②書面による警告・注意</p> <p>・九州地方整備局による「書面による警告・注意」の通知日を含む</p> <p>1ヶ月間</p> <p>・九州7県（※2）の地方公共団体による「書面による警告・注意」の通知日を含む1ヶ月間</p> <p>※1 指名停止期間が1ヶ月に満たない場合は「1ヶ月」とする</p> <p>※2 九州7県の地方公共団体とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県。</p> <p>注) 地方公共団体の措置については、各地方公共団体が自ら発注した工事・業務それぞれに係る措置のみとする。</p>	
合 計 (事故及び不誠実な行為を除く)	80

#### (4) 技術資料に基づく業務

技術提案について、採用した提案内容を契約書特約事項として添付された内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

#### 12. ヒアリング

##### (1) 以下のとおりヒアリングを行う。

- ①実施場所：九州地方整備局 大分河川国道事務所 別館会議室
- ②実施期間：平成22年2月8日（月）～平成22年2月12日（金）
- ③ヒアリングの時間は別途通知する。
- ④出席者：配置予定管理技術者

##### (2) ヒアリングでは技術資料に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

- ①配置予定管理技術者の経歴について
- ②配置予定管理技術者の業務実績について
- ③取り組み姿勢（業務の着眼点・実施方針）について
- ④評価テーマについて

##### (3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

##### (4) 提出される競争参加資格確認申請書及び技術資料等において、競争参加資格があきらかに無いと判断される場合、又は内容が殆ど記載されていない、提案内容が

判断できない場合はヒアリングは実施しない。

### 13. 入札及び開札の日時及び場所

#### (1) 締切日時

入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

- 1) 電子入札システムによる入札締め切りは、平成22年3月4日（木）17時00分
- 2) 紙により持参の場合は、平成22年3月4日（木）17時00分

#### (2) 開札日時

平成22年3月5日（金）15時15分

(3) 場所：〒870-0820 大分県大分市西大道1-1-71  
九州地方整備局 大分河川国道事務所 入札室

### 14. 入札方法等

- (1) 入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札を認められた者は入札書を持参することもできる。FAX・郵送による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 15. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

### 16. 開札

開札は電子入札システムによるものとし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。ただし、紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退した者として取り扱われる。

### 17. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊九州地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入

札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において5.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

#### 18. 総合評価落札方式における非落札の理由

総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、次により当職に対して非落札理由について説明を求めることができる。

- 1) 提出場所：4.に同じ
- 2) 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、当職の承諾を得た場合は、紙により提出場所に持参するものとする。
- 3) 当職からの回答：説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に電子入札システムにより回答する。  
ただし、紙により説明を求めた場合については書面により回答を行う。

#### 19. 手続における交渉の有無 無

#### 20. 契約書作成の要否等

九州地方整備局ホームページ(<http://www.qsr.mlit.go.jp>)の入札・契約情報の道路許認可審査・適正化指導業務委託契約書書式により、契約書を作成するものとする。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

#### 21. 支払条件

前払金 無  
部分払金 3回以内

#### 22. 再苦情申立て

9. (3) 及び18. 3)の回答に不服がある者は、当該回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により、九州地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7（福岡第二合同庁舎7階）

国土交通省九州地方整備局入札監視委員会事務局

担当：主任監査官（内線2114）・総務部契約課（内線2546）  
電話：092-471-6331（代）  
(受付時間：休日を除く 毎日 9:30~17:00)

#### 23. 関連情報を入手するための照会窓口

4. に同じ。

#### 24. その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊九州地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、九州地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格確認申請書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- (5) 直接的雇用関係  
配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。ただし、在籍出向者及び派遣社員は直接的雇用関係に該当しない。
- (6) 競争参加資格確認申請書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。なお、提出された競争参加資格確認申請書は競争参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (8) 競争参加資格確認申請書の提出後において、原則として競争参加資格確認申請書に記載した内容の変更を認めない。また、競争参加資格確認申請書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (9) 電子入札システムは閉庁日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。  
電子入札施設管理センターホームページアドレス<http://www.e-bisc.go.jp>
- (10) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。  
「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- (11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
  - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先  
電子入札施設管理センター「ヘルプデスク」 TEL 03-3505-0514  
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>
  - ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先  
各民間認証局に問い合わせること。  
ただし、参加表明書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場

合は、

4. ～連絡すること。

(12) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・競争参加資格確認申請書受付表（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・辞退届受付票
- ・日時変更通知書
- ・入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・決定通知書
- ・保留通知書
- ・取止め通知書

(13) 本業務にかかる契約締結は、平成22年4月1日とするが、当該業務にかかる平成22年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上するが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(15) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も本業務の競争参加資格確認申請書を提出することができる。この場合において、5.(1)①及び③から⑤、6.(1)から6.(6)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において5.(1)②に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けたものが競争に参加するためには、開札時において5.(1)②に掲げる事項を満たしていかなければならない。

(14) 本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成22年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

## 別添参考資料

### ・配置予定技術者の想定員数

本業務を遂行するにあたっては、道路管理技術員を以下のとおり想定している。

道路管理技術員 3名程度想定している。

【別紙-1】発注者支援業務等(発注者支援・公物管理)の業務実績に定める業務の内容一覧

1/2

業務実績	対象業務	業務内容
発注者支援業務	◆積算技術業務	○積算に必要な現地調査、工事発注図面・数量総括表・積算資料の作成、積算データ入力のまでの一連の業務
	◆技術督查業務	○工事発注資料の作成から技術資料の分析・整理までの一連の業務
	◆品質検査業務	○材料確認・段階確認等による設計図書との照合、工事検査等に立合、監督職員の補助を行う業務
	◆工事管理業務	○指示・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等を行う業務
公物管理業務(河川)	◆河川巡視業務	○河川を巡回し、河川及び河川管理施設の状況、河川の占有又は利用状況等の適切な把握と処理及び河川管理上必要な情報の収集を行う業務
	◆河川許認可審査業務	○河川法に基づく各種申請書の受理・整理、河川台帳等の点検・修正・整備等、現地情報及び資料の収集・整理等を行う業務
	◆ダム管理支援業務	○洪水調整機能を有するダムのダム管理業務
	◆排水機場管理支援業務	○関係機器の操作、日常点検・管理、及び排水機場全体の日常管理等を行う業務
公物管理業務(道路)	◆道路巡回業務	○落下物及び道路損傷の発見、道路施設の異常発見、不法占用の確認等を行う業務
	◆道路許認可審査業務	○道路の不正使用、不法占用の指導取締、各種占用申請の審査・指導、境界確認申請審査・現地立合、特殊車両申請の審査・指導取締のいづれかの補助業務
	◆適正化指導業務	○道路の不正使用、不法占用の指導取締、各種占用申請の審査・指導、境界確認申請審査・現地立合、特殊車両申請の審査・指導取締のいづれかの補助業務
	CM業務	○公共工事等の設計、発注、工事の各段階におけるコンストラクションマネジメント業務
PFI事業	◆PFI事業の実施に関する技術アドバイザリー業務	○PFI事業の実施に関する技術アドバイザリー業務
土木設計業務(河川)	◆予備設計	○堤防・護岸設計、樋門・樋管設計、排水機場設計、特殊構造物設計、河川景観設計 等
	◆詳細設計	○堰設計、水門設計、排水機場設計、堤防・護岸設計、樋門・樋管設計、床止め設計、特殊構造物設計 等
	◆概略設計	○路線検討、道路概略設計、橋梁予備検討、トンネル予備検討 等
土木設計業務(道路)	◆予備設計	○道路予備設計(中心線決定、用地幅決定)、橋梁予備設計、トンネル予備設計、道路構造物予備設計、道路・橋梁景観設計 等
	◆詳細設計	○道路詳細設計、橋梁詳細設計、トンネル詳細設計、道路構造物詳細設計、補修設計 等

【別紙-1】発注者支援業務等(発注者支援・公物管理)の業務実績に定める業務の内容一覧

2/2

業務実績	対象業務	業務内容
調査検討・計画策定業務(河川)	◆調査検討業務	○利水計算、降雨解析、流量検討関係、治水経済調査、水理・土砂解析、水辺環境調査、耐震調査、縦横断測量、水理計算ブログラム開発、等
	◆計画策定業務	○河道計画、防災システム、ハザードマップ、氾濫解析、利水計画、河川情報システム、環境アセスメント、河川環境整備計画関係、治水対策関係、治水資料作成、等
調査検討・計画策定業務(道路)	◆調査検討業務	○河川環境整備関係、広報資料作成、等
	◆計画策定業務	○交通需要予測調査、地質基礎調査、設計用図化関係、点検関係、交通量観測、事業基礎調査、パーソントリップ調査、公害系基礎調査、等
管理施設調査・運用・点検業務(河川)	◆管理施設調査業務	○整備計画関係検討、環境アセスメント、都市計画策定関係検討・資料作成、事業説明資料作成関係、情報化構想策定、防災アセスメント、地域防災計画関係、環境系計画関係、産業振興計画、広報資料作成、等
	◆管理施設運用業務	○河川管理施設の現状把握、施設設置のための基礎調査等
管理施設調査・運用・点検業務(道路)	◆管理施設点検業務	○河川管理施設の操作要領、運用計画の作成等
	◆管理施設運用業務	○河川管理施設の点検
測量業務	◆管理施設調査業務	○舗装修繕計画、橋梁補修計画、防災対策、交通安全対策 等
	◆管理施設運用業務	○情報管理業務 等
地質調査業務	◆管理施設点検業務	○橋梁点検、防災点検、トンネル点検 等
	◆測量作業	○基準点測量、水准測量、平板測量、路線測量、河川測量、深浅測量、用地測量、空中写真測量 等
測量業務	◆測量調査	○測量計画に関する測量調査、地図作成に関する測量調査、地域開発関連の測量調査、施設管理関連の測量調査、防災関連の測量調査、環境解析に関する測量調査、工事施工に関する測量調査、基礎測量調査 等
	◆ボーリング調査	○土質ボーリング、岩盤ボーリング、土質試験、解析等調査 等
地質調査業務	◆地質調査	○弾性波探査、軟弱地盤技術解析、地すべり調査、水文・水質観測調査、トンネル変状調査、ダム地質解説、地盤環境調査、液状化判定 等

## 別紙-2

「平成22年度大分管内特殊車両通行許可審査業務」の競争参加資格確認申請書の提出について

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
九州地方整備局大分河川国道事務所長 谷村 昌史 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者 氏名

担当者  
所属部署  
氏名  
<電話>  
<FAX>

上記業務の競争参加資格確認申請書について、ファイル容量が3MBを超えるため、一式書類を送付致します。

1. 書類の目録

2. 書類のページ数

3. 発送年月日